

兵庫大学・兵庫大学短期大学部知的財産ポリシー

平成 23 年 4 月 1 日制定

兵庫大学・兵庫大学短期大学部は、聖徳太子の「十七条憲法」に示された「和」の精神に基づき、教育及び研究を行い、有為の人材を世に送り出すとともに学術研究の進展に寄与することを使命としています。また、社会貢献（地域社会、経済社会等への寄与）を教育・研究と並ぶ本学の重要な役割の一つとして位置づけています。

知的財産の創造とその保護及び活用を図ることは、本学の重要な役割の一つである社会貢献の一環であり、研究成果を社会に還元する有効な手段であると考えます。本学における教育・研究活動を通じて得られる知的財産について、組織として積極的に創造・保護・活用するために、その取扱いに関する基本的な考え方を次のように表明します。

1. ポリシーの適用対象者

本学の教職員を対象者とする。また、本学の学生及び研究活動を行うものとして受入れた研究者であって、本ポリシーの適用を受けることに合意している者も対象者とする。

2. 対象となる知的財産

発明、考案及び意匠の創作を本ポリシーの対象とする。ただし、プログラムの著作物、成果有体物及び技術ノウハウについては、本ポリシーの思想を尊重しつつ、それぞれの特性に応じて取り扱う。

3. 権利の帰属

本学が提供又は管理する資金、本学の施設又は設備等を使用して行った教育、研究について教職員等がなした発明等を職務発明とし、職務発明に係る特許等を受ける権利及びこれに基づき取得された特許権等は、原則として本学に帰属する。ただし、本学が承継しないことを決定した権利は、当該発明者に帰属させることができる。

4. 権利の承継

特許等を受ける権利の本学への承継にあたっては、特許化の可能性、将来の活用性及び本学としての戦略的必要性等の幅広い観点から判断する。

5. 権利の取得、管理及び活用

本学が承継した特許等を受ける権利は、正当な理由がない限り、ただちに特

許等出願を行う。本学が行った出願については、原則として、審査請求等の権利化及び登録後の権利維持並びに権利活用を積極的に図る。ただし、時々々の状況に応じて、権利化・権利維持する意義及び費用等を勘案して、それらを放棄又は当該発明等を行った発明者に譲渡することがある。

6. 発明者等への報奨

本学が承継した権利の活用又は譲渡によって本学が利益を得た場合には、当該発明等を行った発明者等に適切に還元する。

7. 共同研究等における知的財産

本学は、研究成果の社会での幅広い活用を促進するため、企業等との共同研究及び受託研究に積極的に取り組む。これらの研究で生まれた知的財産は、原則として、発明者等の所属に基づいて帰属する。しかし、当該知的財産の出願から活用に至るまでの取扱いについては、企業等における実用化・事業化を配慮し、柔軟かつ効果的に対応する。

8. 管理体制

本学は、知的財産の創造、保護及び活用を組織として一元的に管理し、技術移転等による社会への貢献を加速するため、知的財産管理体制を整備する。

9. 守秘義務

知的財産に関する業務に携わる教職員等は、必要な期間、当該知的財産について守秘義務を負う。本学は、共同研究等の契約における守秘義務を負っている事項については、秘密を保持するよう、教職員等とともに必要な措置を講ずる。

10. その他

本ポリシーを運用するために必要な具体的取扱い事項については、別に定める。